

さいたま市老人福祉施設整備費補助金交付要綱

第1 通 則

さいたま市老人福祉施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 さいたま市老人福祉施設整備費補助金

（交付の目的）

- さいたま市老人福祉施設整備費補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき、社会福祉法人が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備を推進するとともに施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

- 第2において「老人福祉施設」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）	老人福祉施設	老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター	軽費老人ホーム（ケアハウス）

（補助対象事業）

- 整備費補助金は、市が定める高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、老人福祉施設の整備を推進するため、次の施設を整備する事業を交付の対象とする。

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	対 象 要 件
○ 老人福祉施設 ア 養護老人ホーム イ 特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第4項 老人福祉法第15	社会福祉法人 社会福祉法人	ア、イ及びウについては、ユニット型を基本としつつ、地域におけ

ム（定員３０人以上の広域型に限る。）	条第４項		る実情も踏まえるものとする。
ウ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第 15 条第 5 項	社会福祉法人	ウについては、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものとする。
エ 老人福祉センター	老人福祉法第 15 条第 5 項	社会福祉法人	

（対象外）

４ 整備費補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- （１） 土地の買収又は整地に要する費用
- （２） 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （３） 職員の宿舎に要する費用
- （４） その他施設整備費として適当と認められない費用

（整備区分等）

５ 「施設の整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととし、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図る。

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改 築	既存施設の定員を増加させずに既存施設を解体撤去して新たに施設を整備（移転改築、一部改築を含む。）を行うこと（建築後３０年以上経過し、改築を必要と認める施設の改築に限る。）。
大規模修繕	既存施設について、次に掲げる工事で補助対象経費の見積総額が１，０００万円以上となる修繕をすること。 ① 建築後１０年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ② 建築後１０年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、

	消防用設備等附帯設備の改造工事 ③ ①及び②以外の大規模な修繕で特に必要と認められる工事
改 修	既存のユニット型以外の施設をユニット型（これに準ずるものを含む。）に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。

6 補助対象となる整備区分は、施設の種類ごとに次のとおりとする。

施設の種類	整備区分
特別養護老人ホーム	創設、増築、改築、大規模修繕、改修
養護老人ホーム	創設、増築、改築、大規模修繕、改修
ケアハウス	創設、増築、改築、大規模修繕
老人福祉センター	大規模修繕

7 前項の規定にかかわらず改築及び大規模修繕については、当該対象事業が、既に改築または大規模修繕に係る補助金の交付を受けているものである場合は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して 10 年以上経過していないときは、交付区分の対象としない。

（交付額の算定方法）

8 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、前年度以前から補助を受けている施設整備事業（継続事業）については、補助を受けた初年度の交付要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

ただし、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1） 創設、増築及び改築については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）及び移行時特別積立金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 6 の表に定める施設の種類ごとに、別表 1－1 の第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄の定める種目ごとの第 3 欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを区分ごとに比較していずれか少ない方の額の施設の種類ごとの額（以下「補助基本額」という。）の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（2） 大規模修繕については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉

法人の場合は、寄附金収入額を除く。)及び移行時特別積立金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 6の表に定める施設の種類ごとに、別表1-1の第1欄に定める区分ごとに第2欄の定める種目ごとの第3欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額の2分の1の額と、イにより算出した額とを区分ごとに比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額(以下「補助基本額」という。)の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(3) (1)及び(2)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1-2の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより算出された額を別表1-2の第1欄に定める区分ごとに合算した額と、当該区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の場合には、寄附金収入額を除く。)及び移行時特別積立金を控除した額とを比較して少ない方の額(以下市費補助金という。)の範囲内の額を交付額とする。

(4) (1)及び(2)について当該対象事業が複数の年度にわたる場合にあっては、別表4に定める当該年度の交付額割合における額を交付額とする。

(交付の条件)

9 整備費補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、さいたま市補助金等交付規則第20条に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この整備費補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 法人等が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 法人等が事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 社会福祉法人（社会福祉法人設立準備会を含む。）が事業を行うために締結する契約については、「社会福祉施設等整備費補助等に係る工事請負等契約手続基準について」によらなければならない。
- (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (14) 社会福祉法人等が（1）から（13）により付した条件に違反した場合には、この整備費補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（申請手続）

10 整備費補助金の交付の申請は次によるものとする。

- (1) さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号。以下「規則」という。）第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。
- (2) 規則第5条第1項第3号に規定する事項に係る添付書類は、補助事業等に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本とする。

（変更申請手続）

11 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 12 整備費補助金の交付の決定までの標準的期間について、市長は、10若しくは11による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（交付の方法）

- 13 この整備費補助金は、概算払いで交付することができるものとする。
なお、概算払いで交付を受けるときは、様式第7号を市長が指定する期日までに市長に提出し、協議しなければならない。

（状況報告）

- 14 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。
補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、様式第3号の様式による工事着工報告書を工事に着工した日から5日以内に市長に提出し、また、工事進捗状況については、様式第4号の様式による毎年度12月末日現在の工事進捗状況報告書を、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

- 15 整備費補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。
- （1） 規則第14条の報告書の様式は、様式第2号のとおりとし、その提出期限は事業完了の日から起算して25日を経過した日（9の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から25日を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月20日までに様式第5号による報告書を市長に提出して行わなければならない。
- （2） 規則第14条の報告書には、精算額内訳書及び歳入歳出決算書（見込書）正本を添付しなければならない。

（暴力団排除）

- 16 次のいずれかに該当するものは、この補助金の交付の対象としない。
- （1） 暴力団(さいたま市暴力団排除条例（平成25年4月1日条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- （2） 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)のうちに暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの。

- 17 市長は、この補助金の交付の決定を受けたものが16のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（補助金の返還）

18 市長は、17の規定によりこの補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既にこの補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

19 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

20 特別の事情により8、10、11、14及び15に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年3月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前日までに、「さいたま市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費市費補助金交付要綱（平成15年7月1日制定）によりなされた処分手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成16年12月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成16年度から「さいたま市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費市費補助金交付要綱」に基づく補助を受けている事業（継続事業）については、初年度の当該補助金要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成17年度から「さいたま市老人福祉施設整備費補助金交付要綱」に基づく補助を受けている事業（継続事業）については、初年度の当該補助金要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年度までに交付決定した補助事業については、なお従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の17から19までの規定は、この要綱の施行の日以後にこの補助金の交付申請書を提出したものについて適用し、同日前に交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。
- (経過措置)
- 2 令和4年度から「さいたま市老人福祉施設整備費補助金交付要綱」に基づく補助を受けている事業（継続事業）については、初年度の当該補助金要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 - 1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築及び大規模修繕)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 ①創設、増築 ○ 別表 2 - 1 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額に、別表 3 の地域別係数を乗じて得た基準額とする。 ②改築 ○ 別表 2 - 1 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額に、別表 3 の地域別係数を乗じて得た額に加え、既存施設の解体撤去に係る分として、別表 2 - 2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に既存施設の解体撤去部分に係る定員を乗じて得た額を基準額とする。 また、改築と併せて増築を行う場合、増築部分に係る補助金の基準単価は、増築にかかるものを適用する。 ③大規模修繕 ○ 別表 2 - 3 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ 1 施設当たり基準単価を	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 4 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

		適用する場合 ①大規模修繕 ○ 別表２－４に掲げる１施設当たり基準単価を基準額とする。	
--	--	--	--

別表 1 - 2

算 定 基 準
(別表 1 - 1 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	その他の特別な工事費については、市長が必要と認めた額とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 4 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる購入費等を含む。

別表 2 - 1

補助基準単価

1 区 分	2 基 準 単 価	3 単 位
・ 特別養護老人ホーム	3,710 千円	定員数
・ 養護老人ホーム	3,710 千円	定員数
・ ケアハウス	3,710 千円	定員数

別表 2－2

補助基準単価

1 区 分	2 基 準 単 価	3 単 位
・ 特別養護老人ホーム	740 千円	定員数
・ 養護老人ホーム	740 千円	定員数
・ ケアハウス	740 千円	定員数

別表 2－3

補助基準単価

1 区 分	2 基 準 単 価	3 単 位
・ 特別養護老人ホーム	1,240 千円	定員数
・ 養護老人ホーム	1,240 千円	定員数
・ ケアハウス	1,240 千円	定員数

別表 2－4

補助基準単価

1 区 分	2 基 準 単 価	3 単 位
・ 老人福祉センター	23,560 千円	1 施設

別表 3
地域別係数

1 施設種別	2 整備区分	3 地域別係数	
		地域区分	係数
特別養護老人ホーム	創設、増築、改築	市街化調整区域 A	0. 8 6
		市街化調整区域 B	1. 0
		市街化区域 A	1. 2
		市街化区域 B	1. 5

※ 地域区分は施設の行政区単位別整備率（施設を整備する区における補助対象初年度の前前年度末の特別養護老人ホームの竣工施設定員数を、当該年度の 1 月 1 日の総人口（住民基本台帳人口に外国人登録人口を加算したもの。）による当該区の 65 歳以上高齢者人口で除して算出する。）がそれぞれ 1 % 以上の行政区における市街化調整区域を市街化調整区域 A、1 % 未満の行政区における市街化調整区域を市街化調整区域 B、1 % 以上の行政区における市街化区域を市街化区域 A、1 % 未満の行政区における市街化区域を市街化区域 B とする。

別表 4

複数年度にわたる整備における交付額

1 施設種別	2 整備区分	3	
		工事進捗	交付額割合
老人福祉施設	創設、増築、改築、 大規模修繕	初年度－着工	20%
		2年度－竣工	80%

※ 3年度以上にわたる工事の場合の交付額は、別途市長と協議すること。